

# 生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）

日 時 平成20年6月26日（木）

午前9時30分

場 所 生駒市コミュニティセンター301会議室

次 第

## 案 件

### 1 当部会の検討事項について

- (1) 計画策定段階の原則について
- (2) 計画策定手続きについて
- (3) 審議会等への参加・公開について
- (4) 市民自治定義・原則について

### 2 その他

## 生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）検討資料

各市町条例 (1) 計画策定段階の原則	<p><b>【ニセコ町】</b> (計画の策定等における原則) 【第1項再掲調査部会】</p> <p>第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。</p> <p>2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 法令又は条例に規定する計画</li><li>(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画</li></ul> <p>3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容</li><li>(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間</li></ul> <p><b>【生野町】</b> (総合計画等の策定) 【再掲調査部会】</p> <p>第15条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための計画、並びにまちづくりに関するその他の計画(以下、「総合計画等」という。)は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるように不断の検討が加えられなければならない。</p> <p>2 町は、前項の総合計画等の策定にあたっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければならない。</p> <p><b>【多摩市】</b> (計画策定等への参画)</p> <p>第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (計画策定における市民参加の原則) 【再掲調査部会】</p> <p>第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。</p> <p><b>【名張市】</b> (政策形成及び実施過程への参画)</p> <p>第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p><b>【篠山市】</b> (市政運営の基本)</p> <p>第4条</p>
------------------------	---

	<p>4 市長は、市の将来や市民生活に関する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p>
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p><b>【基本構想】</b> ●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する旨を規定する。</p> <p><b>【条例案例示】</b> (計画策定段階の原則) 市は、市の将来や市民生活に関する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p> <p><b>【条例解説案例示】</b> 重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。 なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。</p> <p><b>【平成19年12月25日条例第25号生駒市パブリックコメント手続条例】</b> (目的) 第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</p>

各市町条例 (2) 計画策定手続き	<p><b>【ニセコ町】</b> (計画策定の手続)</p> <p>第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 計画の概要</li><li>(2) 計画策定の日程</li><li>(3) 予定する市民参加の手法</li><li>(4) その他必要とされる事項</li></ul> <p>2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p><b>【多摩市】</b> (参画の形態)</p> <p>第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</li><li>(2) 公聴会等への参画</li><li>(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと（ワークショップ等）への参画</li><li>(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度（パブリックコメント等）への意見表明</li><li>(5) アンケート調査等への意見表明</li></ul> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p> <p><b>【伊賀市】</b></p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手續を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</p> <p><b>【名張市】</b> (政策形成及び実施過程への参画)</p> <p>第28条</p> <p>2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p>
----------------------	--

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

**【基本構想】**

●計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。

**【条例案例示】**

(計画策定手続き)

市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

**【条例解説案例示】**

市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。

なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続き条例によることとなります。

各市町条例 (3) 審議会等への参加・公開	<p><b>【ニセコ町】</b> (審議会等への参加)</p> <p>第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p><b>【生野町】</b> (審議会等の公開)</p> <p>第24条 町は、審議会等の会議を、原則として公開する。</p> <p><b>【多摩市】</b> (参画の形態) 【第1項第1号再掲地域コミュニティ部会】</p> <p>第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (審議会等への市民参加)</p> <p>第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。</p> <p><b>【名張市】</b> (審議会等)</p> <p>第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p> <p><b>【篠山市】</b> (会議の公開)</p> <p>第8条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の会議を公開しなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体や個人の権利又は利益に関するものなど、公開することが適当でないと認められるときは、理由を明らかにし、公開を制限することができる。</p> <p>(附属機関等への参加)</p> <p>第20条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の委員構成に、公募の委員を選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公募の委員については、市民の中から幅広い人材を選出するものとする。</p>
--------------------------	---

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

**【基本構想】**

- 市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、地域、性別、年齢、国籍等に配慮すること及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。
- 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。

**【条例案例示】**

**(審議会等)**

市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

- 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

**【条例解説案例示】**

審議会等委員の選任について、地域や性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。

審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。

平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準によるとともに、会議等については、付属機関等の会議の公開に関する基準により運用しています。

**【附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針】**

**(委員の公募)**

第6条 委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。

- 2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。

**(会議の公開等)**

第7条 附属機関等は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。

- 3 附属機関等は、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。

各市町条例 (4) 住民自治定義・原則	<p><b>【ニセコ町】</b> (コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (住民自治の定義) 第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となつたまちづくりを行う活動をいう。 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。</p> <p><b>【名張市】</b> (コミュニティ活動) 第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。 2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。</p> <p><b>【篠山市】</b> (コミュニティの意義と支援) 第18条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。 2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。 3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。</p>
------------------------	--

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

#### 【基本構想】

- 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。
- 市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。

#### 【条例案例示】

##### (市民自治の定義)

市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

#### 【条例解説案例示】

●市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

●市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOなどとともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域に関わる様々な活動主体がそれぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。